

○宇治市個人情報保護審議会規則

平成 11 年 1 月 29 日

規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宇治市個人情報保護条例(平成 19 年宇治市条例第 2 号。以下「条例」という。)第 43 条第 9 項に基づき、宇治市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席する委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第 4 条 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会が条例第 40 条第 1 項の規定による諮問に係る調査及び審議を行うとき、又は会長が必要があると認めるときは、これを公開しないことができる。

(調査等)

第 5 条 審議会は、その担任する事務を処理するため必要があるときは、調査及び審議を行うことができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 11 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初の審議会の招集は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則(平成 15 年規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 23 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年規則第 6 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 47 号)

この規則は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行する。